

公告第 6 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和 7 年 4 月 1 日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 13 日

中島村長 加 藤 幸 一



1 道路の種類

村道（42 条 1 項 1 号道路）

2 路線名

村道 201 号中島関平線

3 占用を制限する区域

中島村大字滑津字二ツ山 10 番地 3 先から中島村大字二子塚字吉田 63 番地 1 先まで

4 制限の対象とする占用物件

ア（新設電柱の場合）

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新または移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

イ（既設電柱の場合）

上記区域において、占用の制限の開始の期日として道路管理者が道路法第 37 条第 3 項に基づく公示をする日より前になされた、同法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定に基づく許可または同法第 35 条の規定に基づく協議による同意がなされた電柱

5 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

6 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 4 月 1 日

7 図用縦覧場所

中島村建設課